

令和4年9月7日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役副社長 宇野 護 様

静岡県中央新幹線対策本部長
静岡県理事 難波 喬司

リニア中央新幹線南アルプストンネルにおける工区設定理由等について

これまで、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源専門部会（以下、「専門部会」という）をはじめとする本県と貴社との対話やリニア中央新幹線静岡工区有識者会議において、静岡県内の山梨県境付近、長野県境付近におけるトンネルの掘り方・トンネル湧水への対応について、貴社からご説明を頂いているところですが、トンネル湧水全量を大井川へ戻す方策について検討が進んでいないことから、大井川流域の住民の皆様が理解し、納得できる状況には至っておりません。

そのような状況に至った要因のひとつとして、専門部会において、他県側から掘削するという工法に対して、納得できる説明がないにもかかわらず、早々に、本県へ山梨、長野県側から掘り進むとして、静岡県内区間を含む山梨工区、長野工区という工区設定がされたことがあると考えます。

一方、5月末時点で山梨工区は静岡県境に至るまで約1.1kmとの報道がありました。また、同報道により、貴社金子社長から、「地元の理解が得られるまでは静岡県内区間の工事はしない」旨の発言があったことは承知しております。

しかし、今後の静岡県境までの南アルプストンネル工区の貴社方針や高速長尺先進ボーリングの取扱いなどが、当方には明確にはなっておりませんので、早く工事を止めるべきとの意見が寄せられております。どの時点で工事を止めるのかについて、具体的な協議を開始する必要があると考えます。

については、今後の対話を円滑に進めるため、リニア中央新幹線南アルプストンネルの工区設定理由等に関する下記事項について、御教示いただきたくお願いします。

記

- 御教示いただきたいこと
 - ・ 工区設定時期
 - ・ 工区設定理由
 - ・ 工区を設定するにあたっての貴社内の意思決定過程

以上